

宍粟市障害者（児）ガイドヘルプ支援費支給要綱

平成18年10月20日告示第175号

改正

平成21年 3月31日告示第50号

平成24年 3月29日告示第33号

平成25年 3月29日告示第25号

平成26年 3月31日告示第40号

平成27年 3月31日告示第52号

平成27年12月28日告示第125号

宍粟市障害者（児）ガイドヘルプ支援費支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出をするときに、その付き添い介助をする者（以下「ガイドヘルパー」という。）を派遣すること及びその派遣に要する費用の一部を支援費として支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（サービスの内容）

第2条 ガイドヘルパーの行うサービスは、次のとおりとし、利用する者及び外出の状況に応じて必要と認められるサービスを行うものとする。

- （1） 移動の介助
- （2） 外出先での代筆、代読
- （3） 外出に伴い必要と認められる身の回りの世話
- （4） その他状況に応じて必要と認められる介助等

2 ガイドヘルパーの派遣時間は、別表第1のとおりとする。

（派遣対象となる外出）

第3条 ガイドヘルパーの派遣対象となる外出は、公的機関に赴く等社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加促進の観点から特に必要と認められる外出（通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出、通学等の通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上ガイドヘルパーを派遣することが適当でないと思われる外出を除く。）とする。ただし、市内及び近隣市町村の区域内における、宿泊を伴わない外出に限る。

（対象者等）

第4条 ガイドヘルパーの派遣対象者は、障害が理由で屋外での移動が困難な、市内に住所を有する者又は市が援護の実施者となる者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の肢体障害者のうち障害の程度が1級又は2級の者
- （2） 知的障害者
- （3） 精神障害者
- （4） 障害児

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、派遣の対象外とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）に基づく重度訪問介護、重度障害者等包括支援又は行動援護受給者

(2) 総合支援法に基づく居宅介護給付費の給付を受けている者が医療機関への通院介助を受ける時間

（事業の実施）

第5条 ガイドヘルパーの派遣は、都道府県が実施するガイドヘルパーの研修等を終了したガイドヘルパーの所属する総合支援法に基づく居宅介護事業所等から、宍粟市障害者（児）地域生活支援事業に関する規則（平成19年規則第18号）に基づき市が事業者を指定することにより実施するものとする。

（派遣の契約）

第6条 前条の規定により市の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、サービスの開始に際して、ガイドヘルパーの派遣を希望する者に対し、サービスの内容確認を行い、実施についての契約を締結しなければならない。

（支給申請等）

第7条 ガイドヘルパーの派遣を希望する者は、障害者（児）ガイドヘルプ支援費支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、障害者（児）の状況や他のサービスの利用状況、その他支給決定に必要な事項を審査し、その結果を障害者（児）ガイドヘルプ支援費支給決定（却下）通知書（様式第2号）により前項の申請を行った者に通知するものとする。この場合において、支給決定の有効期間は、総合支援法に基づく介護給付費等の更新時期に準ずるものとする。

3 市長は、前項の支給決定をしたときは、障害者（児）ガイドヘルプ支援費受給者台帳（様式第3号）を作成し、その写しを指定事業者に送付するとともに、障害者（児）ガイドヘルプ支援費受給者証（様式第4号。以下「受給者証」という。）を支給決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）に交付するものとする。

4 利用者は、受給者証を紛失又は破損したときは、障害者（児）ガイドヘルプ支援費受給者証再交付申請書（様式第5号）により再交付を申請しなければならない。

（支給量等の変更の届出）

第8条 利用者は、前条の規定により決定された支給量等について、変更しようとするときは、障害者（児）ガイドヘルプ支援費支給量等変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、変更内容を審査し、その結果を障害者（児）ガイドヘルプ支援費支給量等変更決定（却下）通知書（様式第7号）により利用者に通知するものとする。

(支給決定に関する事項の変更の届出)

第9条 利用者が、支給決定期間内において、次の各号に定める事項を変更したときは、変更内容を証する書類及び受給者証を添えて、速やかに障害者(児)ガイドヘルプ支援費申請内容変更届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、市が公簿等によって確認できる場合においては、変更内容を証する書類の添付を省略することができる。

- (1) 利用者の居住地および連絡先
- (2) 障害児の場合は障害児の氏名、保護者との続柄
- (3) 負担上限月額算定のために必要な事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、受給者証にその旨を記載し、利用者に返還するものとする。

(決定の取消)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 有効期間内において本市に住所を有しなくなった又は援護の実施者でなくなったとき。
- (3) 利用の要否に係る調査に応じないとき。
- (4) 利用に関し虚偽の申請をしたとき。

2 市長は、前項の規定により利用を取り消したときは、障害者(児)ガイドヘルプ支援費支給決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。ただし、前項第2号の規定により取り消した場合を除く。

(派遣の費用及び支給額)

第11条 派遣に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 支援費の支給額は、前項の費用の額から次条に規定する利用者の負担額を差し引いた額とする。

(利用者の負担)

第12条 利用者は、前条第1項の費用の額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を負担するものとする。ただし、総合支援法による福祉サービスの利用者負担上限額を上限とする。

2 外出に要する交通費等については、全額利用者の負担とする。

(報告)

第13条 指定事業者は、業務終了ごとに、提供したサービスについて利用者に確認を得ることとし、月単位で作成した障害者(児)ガイドヘルパー派遣提供実績記録票(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成21年3月31日告示第50号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日告示第33号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第25号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第40号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第52号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第125号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

主な利用目的	利用を希望する時間及び回数	利用できる時間数 (1か月当たり)	左記時間数の算出根拠
市内への外出	概ね半日×月1回程度	5時間	4時間+移動時前後調整1時間×月1回
	概ね1日×月1回程度	9時間	8時間+移動時前後調整1時間×月1回
	概ね半日×月2回程度	10時間	4時間+移動時前後調整1時間×月2回
	概ね1日×月2回程度	18時間	8時間+移動時前後調整1時間×月2回
市内への外出	概ね半日×月3回程度	15時間	4時間+移動時前後調整1時間×月3回
	概ね1日×月3回程度	27時間	8時間+移動時前後調整1時間×月3回
	概ね半日×月4回程度	20時間	4時間+移動時前後調整1時間×月4回
	概ね1日×月4回程度	36時間	8時間+移動時前後調整1時間×月4回
市外への外出	概ね半日×月1回程度	6時間	4時間+移動時前後調整2時間×月1回

概ね 1 日 × 月 1 回 程度	10時間	8 時間 + 移動時前後調整 2 時間 × 月 1 回
概ね 半日 × 月 2 回 程度	12時間	4 時間 + 移動時前後調整 2 時間 × 月 2 回
概ね 1 日 × 月 2 回 程度	20時間	8 時間 + 移動時前後調整 2 時間 × 月 2 回
支給量は、 + の合計、又は		

ただし、宍粟市が援護の実施者となる利用者については、「市内」を「居住地と同一市町村内」、「市外」を「居住地と同一市町村外」と読み替える。

別表第 2（第 11 条関係）

1 回当たりの利用時間	派遣に要する費用		利用者負担
	身体介助あり	身体介助なし	
30分以下	2,450円	1,010円	左記派遣にかかる費用の 1 割。ただし、総合支援法障害福祉サービスにおける利用者負担上限月額と同額を負担上限とする。
30分を超えて 1 時間以下	3,880円	1,890円	
1 時間を超えて 1 時間30分以下	5,640円	2,640円	
1 時間30分を超えて 2 時間以下	6,440円	3,310 円に利用時間30分を増す	
2 時間を超えて 2 時間30分以下	7,240円	ごとに 670 円を加算	
2 時間30分を超えて 3 時間以下	8,040円		
3 時間を超えて 30分ごと	8,840 円に利用時間30分を増すごとに 800 円を加算		
加算	早期：午前 6 時から 午前 8 時まで 夜間：午後 6 時から 午後 10 時まで	それぞれの単価 × 25 / 100 を加算	
	深夜：午後 10 時から 午前 6 時まで	それぞれの単価 × 50 / 100 を加算	

「身体介助あり」の対象者は、下記のいずれにも該当する者とする。

- (1) 総合支援法に基づく障害支援区分が区分 2 以上又はそれに準じると認められる 18 歳以上

の者

(2) 障害支援区分の認定調査項目において次の から のいずれか1つ以上に認定される者
(障害児については、それに相応すると認められる者)

「歩行」が「全面的な支援が必要」

「移乗」が「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

「排尿」が「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

「排便」が「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

「移動」が「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

指定事業者の属する所在地が市外で、かつ総合支援法の介護給付費の居宅介護事業に基づく
級地区分が異なる場合は、上記の費用に当該級地区分による率を乗じるものとする。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第13条関係)